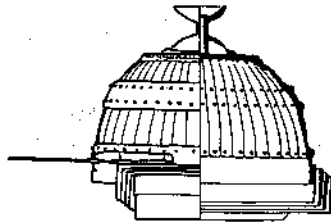


紀 要

第 4 号



1990. 12

財団法人 滋賀県文化財保護協会

6. 錦部寺・国興寺・浄福寺

——近江古代逸名寺院覚書き——

大橋 信弥

1. はじめに

近江には古代の寺院跡とみられる遺跡が、現在のところ60数箇所知られている⁽¹⁾。ところがそれらのうち、当時の寺院名が判明するのは、益須寺・崇福寺・甲賀寺など十指に余るといのが実情である。大津北郊の古代寺院に限定しても、発掘調査によって主要な伽藍配置が判明している南滋賀廃寺・衣川廃寺・穴太廃寺でさえ、当時の寺院名は明らかになっていないのである。一方、近江にかかわる古代の文献と徴してみると、逆に寺院名や所在地が、おおよそ判明するにもかかわらず、現地比定のなされてないものも、少なからず認められるのである。小論は、このような、2つの課題を、1歩でも近づけようとする試論的な覚え書きである。

2. 錦部寺について

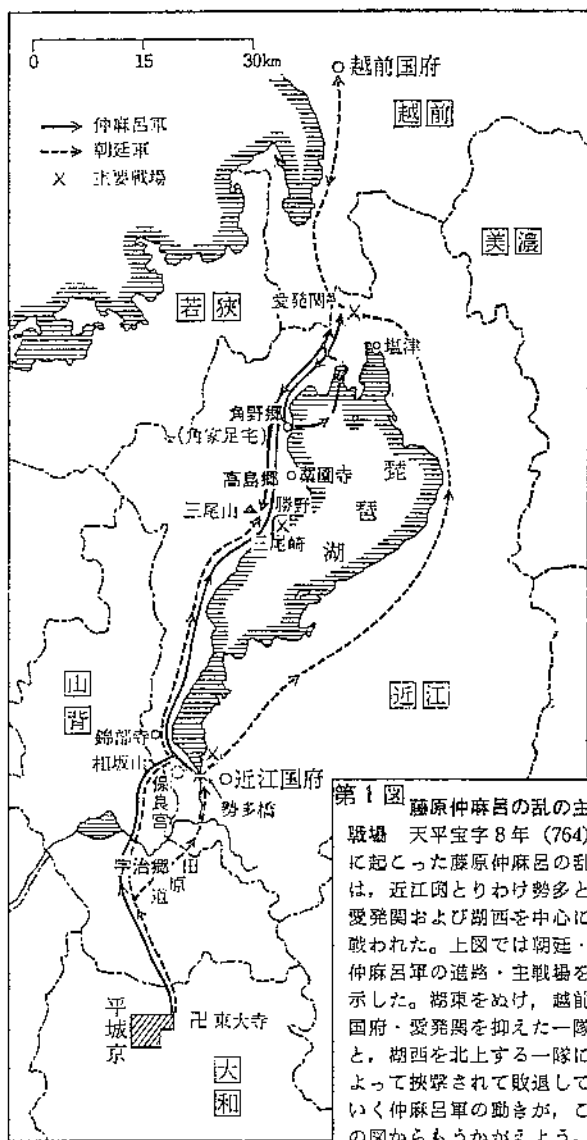
『続日本紀』天平神護2年(776)9月己未条には、次のような記載がある。

賜助官軍近江国僧沙彌、及錦部、薬園二寺檀越、諸寺奴等物各有差。

この記事は、これ単独のものでなく、2年前に生起した、大師恵美押勝(藤原仲麻呂)の乱にかかわるもので、乱に際して官軍に協力した寺院関係者への報償がなされたとするものである。ここにみえる錦部寺と薬園寺の2寺については、近江国とあるだけで、具体的な所在地は明らかではない。そこで仲麻呂の乱の経過を、更めてやや詳しく追っておく必要がある。

天平宝字8年(764)9月11日の夜、淳仁天皇が居住する中宮院の「鈴印」争奪をめぐる紛争において、考謙上皇側に敗れた仲麻呂は、形勢をたて直すべく、自派の拠点である近江国庁に入るため、近江へ向ったが、吉備真備の軍略によって、田原道をとった追討軍が、勢多川東岸から国庁に先着し、仲麻呂派を捕らえるとともに、勢多橋を焼き落してしまったのである。あわてた仲麻呂は、八男の辛加知が国守として勢力をもつ越前国庁をめざし、西近江路を北上、高島郡に到って旧知の前少領角家足の宅に1泊している。翌13日仲麻呂は北陸道を愛発関に向うが、考謙側はここでも先手を取って、追討軍に越前国庁を急襲させ、国守辛加知を斬り、愛発関を押えてしまった。このため仲麻呂は一旦高島に引き返し、船で「浅井郡塩津」をめざした。しかし逆風によって押しもどされたため、再び陸路愛発関をめざすが阻止され、高島郡の南端三尾崎(現在の明神崎)まで引き返している。ところがそこに考謙側の追討軍が早くも北上して激戦となり、「勝野鬼江」(現在の乙女ヶ池)の決戦に敗れた仲麻呂とその一党は、湖上に逃れるが捕えられ、ついに江頭で切られたのである⁽²⁾。

このように、仲麻呂の乱は湖西高島郡を中心に、滋賀郡と一部浅井郡を主要な舞台として展開



第1図 藤原仲麻呂の乱の主戦場 天平宝字8年(764)に起こった藤原仲麻呂の乱は、近江岡とりわけ勢多と愛発岡および湖西を中心に戦われた。上図では朝廷・仲麻呂軍の進路・主戦場を示した。湖東をぬけ、越前国府・愛発岡を抑えた一隊と、湖西を北上する一隊によって挟撃されて敗退していく仲麻呂軍の動きが、この図からもうかがえよう。

しており、この地域の官民は、大なり小なり、乱に関与することになったとみられる。事実、この寺院関係者への恩賞のあった前年、天平神護元年(765)正月庚子条には、

勅復官軍所経国高島郡調庸二年、滋賀浅井二郡各一年、並以没官物量加賑恤。とあって、その協力に答えているのである。

これらによって、さきの史料にみえた錦部寺、藁園寺についても、必ずや高島、滋賀、浅井の3郡内にあったことは、間違いないところであろう。このうち藁園寺については、高島郡に所在したことが従来より指摘されている。すなわち、現在の高島郡新旭町の湖辺に、大字藁園があって、その遺称地と考えられるのである。高島郡の藁園が古代に遡る地名であることは、天平5年(733)の「山背国愛宕郡某郷計帳」(正倉院文書)に、壬生逆ら3人が和銅5年(712)、「近江国高嶋郡藁園」に逃亡したことある記事から明らかで、「和名抄」の郷名にはみえないが、藁園が高島郡内で有力な村落であったことが確認されるのである。そして、昭和

(『新修大津市史』第一巻より転載) 57年度に実施された、国道161号高島バイ

パスに伴う正伝寺南遺跡(大字藁園の北西)の発掘調査において、ごく少数の平瓦片とともに、単弁十葉蓮華文軒丸瓦1点が出土し、奈良時代の寺院跡が付近に存在する手がかりが得られている⁽³⁾。さらに翌58年度に実施された、正伝寺南遺跡の北に接する針江南遺跡からは、「藁寺」と墨書した奈良時代の須恵器杯蓋が出土した⁽⁴⁾。この付近に藁園寺が存在したことを、強く示唆するところとなった。

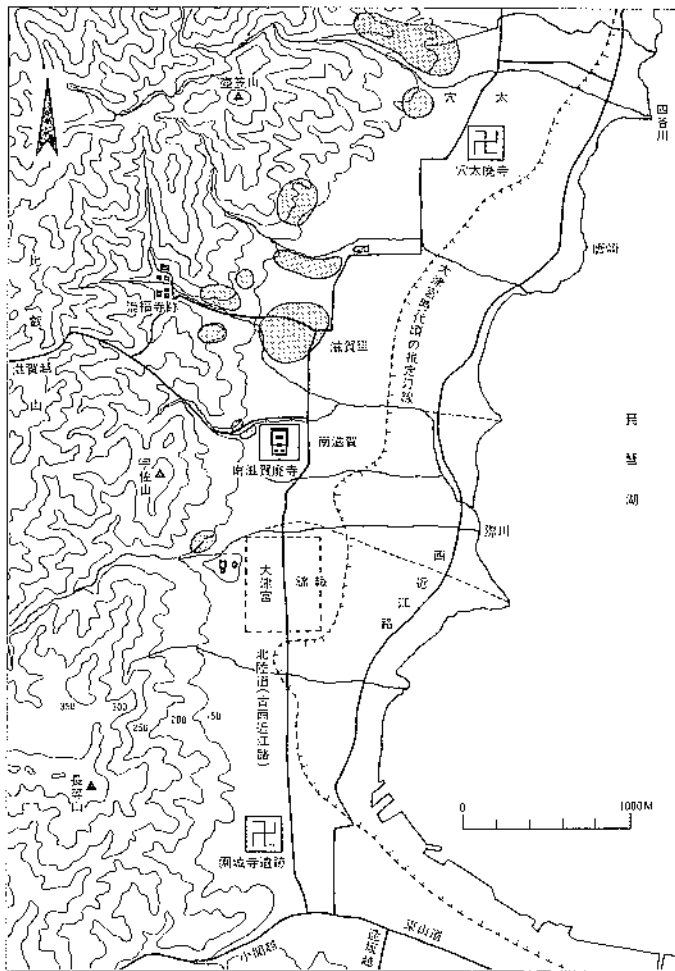
このように藁園寺が高島郡藁園に所在したことが、ほぼ確かめ得るならば、錦部寺についても、同様に高島・滋賀・浅井の3郡のうちどこに所在した可能性が高くなるであろう。そうした場合、問題となるのは、滋賀郡と浅井郡である。まず滋賀郡には、『和名抄』にみえる4郷の1つに錦部郷があり、今日でも大津市錦織町として、その名を留めているし、浅井郡にも『和名抄』の5郷の1つに錦織郷があって、現在もびわ町の大字として錦織がみえるのである。また、古代の寺院跡

としても、滋賀郡錦部郷域とみられる地域には、南滋賀麿寺をはじめ、いくつかの寺院跡が認められるのに対し、浅井郡錦織郷域についても、びわ町弓削に満願寺跡の存在が知られるのである。したがって、仲麻呂の乱に際して、官軍に協力した錦部寺が、滋賀郡と浅井郡のいづれにかかわるかについては、断案を下し得ないのである。ただ、乱の展開過程をみても、浅井郡とのかかわりは、浅井郡の飛地である塩津付近が中心で、その大半が高島郡と滋賀郡であること、またびわ町弓削の満願寺跡については、詳細な調査はなされていないものの、その出土瓦から、8世紀後半以降に創建されたとみられており¹⁵⁾、当面の考察を滋賀郡錦部郷に絞り込むことにしたい。

そこで問題になるのは、錦部郷の郷域である。一般に滋賀郡の郷域については、北の堅田、真野地域が真野郷に、坂本を中心とする地域が大友郷に、南滋賀、錦織から浜大津付近までが錦部郷に、粟津・石山地域が古市郷に比定されており¹⁶⁾、特に異論は出されていない。錦部郷が少なくとも浜大津付近までを含んでいたことについては、貞観13年(871)の『安祥寺伽藍縁起資財帳』に、「錦部郷大津村庄家一区」とあり(『平安遺文』164号)、近江大津宮の港湾施設の大津が、錦部郷内に含まれていることが確認できる点からも裏付けられる。一方、錦部郷と北の大友郷の境界については、今一つ明確でない。ただ、大津北郊域の地割が、現在の穴太付近で変換していること、古来、いくつかの変遷はあるものの、現在の南滋賀・滋賀里地域は、錦織地域とともに園城寺領となっており、明治22年以降、昭和7年に大津市へ編入されるまで、滋賀村となっているように、一体の関係にあったとみられるなど、穴太付近に境界を求めることができるように考える。

以上のように錦部郷の郷域が限定できるなら、この地域で錦部寺に該当する寺院跡としては、現在崇福寺跡として、国指定史跡となっている滋賀里山中の寺院跡、同じく国史跡となっている南滋賀麿寺、園城寺の前身とみられる園城寺跡の3ヶ寺となる。穴太麿寺については、後述するように再建寺院はともかく、創建寺院が大津北郊域の地割に乗っていない点から除外するほかないのである。

まず滋賀里山中の寺院については、これまでの考証によって、北尾根、中尾根、の建物を崇福寺跡とし、南尾根の建物を梵釈寺跡とする見解が有力化しており、まず除外するとして、園城寺跡と南滋賀麿寺が問題となる。このうち園城寺跡については、正式な発掘調査はなされていないが、現在の金堂および釈迦堂周辺より多くの古瓦が出土し、南は村雲橋付近まで、東は仁王門付近まで、瓦・焼土が確認されており、おおよそ2町4方の寺域が推定されている。出土瓦は、大きく白鳳期の特徴をもつものと平安後期のものがあり、白鳳期のものは、近江では類例をみない特異な文様構成をとる単弁六葉軒丸瓦も認められるが、いわゆる「サソリ文瓦」や方形平瓦。一部の軒丸瓦にみえる「いわゆる一本造り技法」など、大津北郊域の諸寺院と共通する点も指摘されている¹⁷⁾。ただ、その寺院の記録としては、奈良時代のものは認められず、『扶桑略記』や『園城寺伝記』など平安時代の文献に、天武15年(686)、壬申の乱で敗死した大友皇子の子大友与多(与多麿)が御井寺を建立したとあり、『寺門伝記補録』に収録される「三井別当官牒」に、貞観4年(862)滋賀郡大領大友黒主が、大友氏の氏寺であった園城寺の別当に、延暦寺の円珍を任じ、運営をまかせることを国司に請願して許されたこと、貞観8年、滋賀郡大領大友村主夜須良麻呂が園城寺を天台別院として、円珍を主持とすることを承認されたことがみえる。これらによって、



第2図 大津京周辺地形図（標高は古墳時代後期の群集域、黒印は前期古墳）
〔文化財調査シリーズ〕78より転写

園城寺が御井寺とも呼ばれ、滋賀郡の有力な渡来氏族で、志賀漢人の一族大友村主氏の氏寺として白鳳期に創建され、平安初期まで経営されていたことは、ほぼ確認できる。そして寺院名についても、園城寺・御井寺であった可能性が高く、そうでなくても、氏寺の常として「大友寺」と呼ばれていたとみられ、錦部寺とするには、やや問題が残るように考える。

以上のように、園城寺跡を錦部寺の後身とみる見解に組し得ないとすれば、残る南滋賀廃寺の可能性がより高まることになる⁽⁶⁾。そこで節を改めてさらに検討を加えることにしたい。

3. 国興寺と浄福寺について

南滋賀廃寺は、古くより古瓦の出土地として知られていたが、

昭和3年、滋賀県保勝会が大津京究明の一環として、始めて本格的な調査を実施し、東西両塔、金堂、講堂、食堂などからなる寺院跡であることを明らかにし、主として「寺門伝記補録」に「梵釈寺在志賀庄」とある記事を根拠として梵釈寺に比定した⁽⁹⁾。そして昭和13年には、滋賀県史蹟名勝天然記念物調査会が再び大津京究明のため、滋賀里西方山中の寺院とともに、南滋賀廃寺の調査を実施して、遺構の規模や配置を再確認し、薬師寺式伽藍配置をとることを指摘された。そして南滋賀廃寺がその出土遺物によって、白鳳期に創建され、平安時代末頃まで存続したことを明らかにし、したがってこの寺院を梵釈寺とすることはできず、崇福寺にも比定できないところから、白鳳期の逸名の寺院とするほかがないとした。ただ白鳳期の逸名の寺院が、延暦5年に増改築され、梵釈寺となった可能性も推定している⁽¹⁰⁾。

昭和32年10月、「南滋賀町廃寺跡」として国史跡に指定されてから、いわゆる現状変更に伴う小規模調査が実施されることになり、いくつかの新しい知見が加えられることとなった。講堂の規模や、かつて食堂とみられていた建物が僧房とみられるようになったのをはじめ、かつて西塔とみられていた建物が、小金堂ないし西金堂で、講堂を選んで3面に僧房を配した、いわゆる川原寺式伽藍配置をとることが推定されるに至ったのである。出土遺物は瓦類が大半で、ほかに鷗尾、

塑像、三彩陶器など少量が認められるが、瓦の多くは白鳳期のもので、他の大津北郊の古代寺院とも共通な複弁八葉蓮華文軒丸瓦と重弧文軒平瓦をセットとするものと、サソリ文瓦を含む単弁八葉蓮華文軒平瓦と方形軒丸瓦とセットとするものの2系統が主流を占め、前者の中には大和川原寺と同範瓦も確認されている⁽¹¹⁾。これらによって、南滋賀廃寺が白鳳期に創建された、大津宮と深く関連する寺院であることが明らかになったのであるが、これまでこの寺院の寺院名にかかわる資料には恵まれず、逸名の寺院とされてきたのである。したがって、これを仲麻呂の乱に際し、官軍に協力した錦部寺に比定することは、特に問題はないと考えるのであるが、南滋賀廃寺の寺院名を考える上で、無視できないのは、昭和61年、南滋賀廃寺の整備計画に伴って移転するまで、廃寺の中心部に所在した正興寺のことである。正興寺は現在浄土宗西山派の寺院で、寺伝では康平5年(1062)、円教によって開基されたとするが、その根拠は明らかではない。『近江輿地志略』には、正光寺村の項に「正光寺 浄土宗赤塚大通寺末なり」とあり、寛永17年8月6日付の「他所奉公法度請状」や、「志賀三ヵ村百姓騒立一件記録」の天保7年11月21日条など(いずれも『關城寺文書』)によって、「志賀三ヵ村」の1つに「正興寺村」があり、關城寺の所領であったことが知られている。そして明徳4年(1393)6月26日付の1文書に、「近江国志賀正興寺」とあり(『葛川明王院文書』)、室町時代に遡って、正興寺がこの地に存在したことが確認されるのである。これらの点から、平安時代末に法燦が絶えた南滋賀廃寺の後身として、正興寺が建立されたことは、ほぼ間違いないと考えられるのである⁽¹²⁾。そして正興寺の寺院名が、その前身寺院のそれを受けついで可能性も、一応想定してみる必要があると考えるのである。その点で注目されるのは、『延喜式』巻26主税上の次の記載である。

近江国正税公廩各四十萬束。大学寮料一萬束。国分寺料六萬束。崇福寺修理工料五千束。同寺伝法会料一萬束。梵釈寺料六百七十六束。国興寺修理工料千束。浄福寺料七千束。延暦寺定心院料三萬束。西塔院料一萬五千束。文殊会料二千束。造院料二萬束。修理国府料四萬束。勢多橋料一萬束。

これは、平安時代中ごろにおける、近江国の正税、公廩稲、雑稲など本稲の内訳を示したものであるが、このなかで問題となるのは雑稲の内訳のうち梵釈寺の次にみえる国興寺、浄福寺の2寺である。この2寺については、ほかにみえず、その実態は明らかでないが⁽¹³⁾、この記事の文脈からみて、国分寺の次に崇福寺、梵釈寺と大津北郊の寺院がみえて、その次に問題の2寺を上げた後、延暦寺関連の規定がみえるところから、崇福寺、梵釈寺と同じ、大津北郊の寺院である可能性が大きいとみるのである。そして、国興、浄福といった寺名が、崇福と同じような尊称と解されることも、それを裏付けると考える。すなわち、大津北郊においては、崇福寺、梵釈寺に比定される滋賀里西方山中の寺院跡を除き、關城寺跡、南滋賀廃寺、穴太廃寺再建寺院などは、その中軸を等しくし、方形瓦、いわゆる一本造り技法など、出土瓦にも共通性をもつなど、大津宮に深く関連する寺院群とみられており、国興寺・浄福寺も、これらの諸寺院に関連する可能性が大きいのである。そして、国興寺の寺号が、さきに南滋賀廃寺の後身寺院と考えた正興寺のそれに、比較的類似するところから、国興寺→正興寺という変化を想定できるのではなからうか。そうした場合、南滋賀廃寺は平安時代の中期前後には国興寺と呼ばれ、厚い国家の保護を受けていたことが明らかになり、これに伴って、国興寺とともにみえる浄福寺が、穴太廃寺再建寺院の

寺号である可能性も高くなるが、詳細は別に論じることとしたい。そこで問題となるのは、先に南滋賀麿寺の寺院名と推定した錦部寺との関連である。

錦部寺は、さきにみたように、錦部郷の郷名に因んだ寺院名であるが、本来は寺院の壇越とみられる、錦部村主氏のウジ名に基づくと考えられる。錦部村主氏については、もともと河内国錦部郡錦部村、同若江郡西郡村を本拠とする渡来氏族とみられているが¹⁴⁾、早い時期に山城・近江へその主流が移住し、近江では滋賀郡錦部郷付近に定着したと考えられている。しかし、現在残されている史料をみると、確実に錦部郷に居住している例は、皆無なのである。すなわち、天平14年(742)の「近江国志何郡古市郷計帳手実」に、大友郷人大友但波史族吉備麻呂の寄口に錦部息嶋が、また宝龜9年(778)4月19日付「穗積真乘女解」に、近江国某郷の郷長錦村主三田と錦村主特万呂、錦村主田主らの名がみられる(いづれも正倉院文書)。そして、『続日本後紀』承和4年12月癸己条に、「近江国人左兵衛権少志志賀史常繼。右衛門少志錦部村主葉麻呂。越中少目錦部忌寸人勝。太政官史生大友村主弟繼等賜姓蕃良宿禰。常繼之先、後漢獻帝苗裔也。」とあるほか、『日本三代実録』貞観16年6月29日甲寅条に、「節婦近江国浅井郡人錦村主清常刀自。叙位二階。免同戸課。表於門閭。」とあり、同族とみられる錦部佐氏については、『続日本紀』延暦6年7月戊辰条に、「右京人正六位上大友村主広道。近江国野洲郡人正六位上大友民曰菟人。浅井郡人從六位上錦部佐周與。蒲生郡人從八位錦部佐名吉。坂田郡人大初位下穴太村主真広等。並改本姓賜志賀忌寸。」とあるように、滋賀郡内でも北の大友郷や、浅井郡、蒲生郡などの居住が知られるのである。そして一方、天平勝宝末年とみられる「西南角領解」に、「近江国志賀郡錦部郷戸主大友曰佐田麻呂」がみえ、大友郷を本拠とする大友村主一族の居住が確認される。大友村主氏が錦部郷において、大きな勢力をもっていたことは、さきにみた園城寺が大友村主氏の氏寺であったことから明らかであって、ある時期に錦部村主は、その主流が他(おそらく浅井郡錦織郷)に移った可能性が高いと考える。したがって、仲麻呂の乱に際し、官軍に協力した錦部寺の壇越は、必ずしも錦部村主氏ではない可能性が高いが、それはそれとして、『続日本後紀』や『続日本紀』の記載からみて、錦部村主氏、錦部曰佐氏の本拠地が、滋賀郡にあったことは間違いなく、錦部寺の創建者は、錦部村主をおいて他にいないと考えるのである。それではこのような来歴をもつ錦部寺が、私見のように奈良時代の後期以降、国興寺に改称した事情は、どのように考えられるであろうか、この点については、同じく大津北郊に所在し、その性格についても類縁性のある崇福寺の事蹟が参考になると考える。

崇福寺の創建については、平安時代の文献、『扶桑略紀』など平安時代の文献に、天智7年(668)、天皇の勅願によりなったとする見解がみえるが、正史である『日本書紀』には全くみえず、わずかに『万葉集』巻2の但馬皇女の歌の詞書きに、「穗積皇子に勅して近江の志賀の山寺に遣はす時」とあって、持統3年か4年のこととみられているのが初見である。崇福寺の創建について、詳細な検討を加えた桜井信也氏は、この穂積皇子の派遣と、『日本書紀』持統6年閏5月乙酉条に、天智末年に来朝した唐大使郭務悺が、天智天皇のために造り、上送されず太宰府に、30年余留め置かれていた阿弥陀像を上送したとする記事に注目して、壬申の乱後中断していた志賀山寺の造営が、天武の死後再開され、ようやく本尊を安置できるような段階になったのではないか

とし、また『続日本紀』文武3年10月甲午条に、齊明天皇の越智山陵とともに天智天皇の山科山陵の造営がなされたとあり、同大宝元年8月4日条には、近江国志我山寺の食封を、庚子年（文武4年）から30年間とし、特別優遇処置（大宝令では5年）がとられていること、さらに大宝2年12月甲午条には、従来の天武天皇の忌日に加えて、天智天皇の忌日をも、国忌とすることが定められている点などから、文武朝以降、天智天皇への追福意識が高まる中で、さらに本格的な国家援助がなされ、造営も進捗したとみられている⁽¹⁵⁾。このように、天智天皇の勅願とされる崇福寺さえ、壬申の乱後の長い低迷の期間をもったとみられるのであるから、天智朝において、国家的な援助を得て造営がすすんでいたとみられる大津北郊の諸寺院についても、同様の状況が推定されるであろう。わが錦部寺も、おそらく創建時にもどり、錦部村主氏の手によって、細々と造営がすすめられることになったとみられる。

ところで崇福寺は、初見史料以降、すべて志賀山寺の名で登場し、その後も、『続日本紀』天平元年(729)8月5日条、天平12年(741)12月13日条と志賀山寺と呼ばれており、崇福寺としての初見は、『続日本紀』天平勝宝元年(749)5月20日条であって、それ以降両者が併用されている。これらの点から、天平12年の聖武天皇の行幸の際に、漢風の荘重な寺号が贈られてのではないかとされている⁽¹⁶⁾。このように、崇福寺の寺号の成立過程が推測されるなら、同じように漢風で、荘重な寺号である、国興寺や浄福寺についても、その後の天智天皇への追福意識のさらなる高まり（光仁、桓武朝か）の中で、大津宮関連寺院として、官寺の待遇を得るとともに、新しい寺号として賜われた可能性が大きいと考えられるのである。したがって、錦部郷の有力者錦部村主氏によって創建され、ウジ名、或は地名によって名づけられた錦部寺を改称して国興寺となった寺院を、南志賀廃寺に比定する私見の立場からするなら、上述のように、穴太廃寺の寺号は、当然浄福寺であった可能性が高くなるとともに、浄福寺という寺号を賜わる以前にあっては、やはり造立地、或は造立者とみられる穴太村主氏に基づいて⁽¹⁷⁾、「穴太寺」と呼ばれていたことは、ほぼ間違いないところとなるであろう。穴太遺跡から出土した墨書土器に「[]太」（穴太か）と読めるものがあるのも⁽¹⁸⁾、この推定を裏付けると考えるが、創建寺院と再建寺院の関連も含めて、更めて論じることにしたい。

4. おわりに

古代逸名寺院の名称を明らかにすることは、木簡や墨書土器など文字資料の新発見に恵まれないう限り、きわめて困難であることはいうまでもないことであろう。しかしながらかかる僥倖は稀であって、やはり現存する史料の再検討の中で、追求していくことも、研究者の責務とするところであろう。小論は、かかる視点から、推測に憶測を重ねた一試論であって、その一端にどこまで肉迫できたどうかは、いささか心もとないが、あえて私見を明らかにして、大方の御示教をいただきたいと考える。

注

(1) 小笠原好彦・田中勝弘・西田弘・林博通『近江の古代寺院』（近江の古代寺院刊行会 1989年）

- (2) 岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館 1969年)
- (3) 兼康保明・清水尚・堀内宏司「正伝寺南遺跡の調査」(『国道161号線バイパス関連遺跡調査概要(昭和57年度)』3 滋賀県教育委員会 1983年)
- (4) 兼康保明・尾崎好則・前角和夫「針江南遺跡の調査」(『国道161号線バイパス関連遺跡調査概要(昭和58年度)』4 滋賀県教育委員会 1984年)
- (5) 注(1)に同じ。ただし、三辻利一・北村圭輔・北村圭弘「満願寺廃寺出土瓦の産地」(『紀要』第3号 財団法人滋賀県文化財保護協会 1990年)は、創建瓦は白鳳期に遡るとしており、根拠としては弱くなるが、乱の展開過程からみて問題はないと考える。
- (6) 『新修大津市史』第1巻、古代(大津市役所 1978年)
- (7) 注(1)に同じ
- (8) 『新修大津市史』(前掲)は、特に根拠は上げていないが、挿図31(小論第1図に転載)の錦織付近に錦部寺を注記している。
- (9) 肥後和男「大津京址の研究」(『滋賀県史蹟調査報告』第2冊 1929年)
- (10) 柴田実「大津京址(上)」(『滋賀県史蹟調査報告』第9冊 1940年)
- (11) 林博通「南滋賀廃寺」(『近江の古代寺院』前掲)
- (12) 注(9)に同じ
- (13) 『古事類苑』は、「延喜式ニ其名ヲ載セタレドモ、今廃寺ニシテ其所在ヲ失ス」とし、『滋賀県史』は、「以上の外この時代の大寺として、国興・浄福の二寺の存したことは、主税式に『国興寺修理料一千束、浄福寺料七千束』と見えてゐるので明らかではあるが、その宗派遣址等並びに知られていない」としている。
- (14) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第5(吉川弘文館 1983年)
- (15) 桜井信也「志賀山寺(崇福寺)の造立に関する問題」(『大谷大学大学院研究紀要』第5号 1988年)
- (16) 注(15)に同じ
- (17) 大橋信弥「大津宮時代の寺院跡—滋賀県穴太廃寺—」(『季刊考古学』第10号 1985年)
- (18) 岡本武憲「近江出土の墨書土器について」(『滋賀県埋蔵文化財センター紀要』3 1989年)

大津北郊古代寺院名変遷試案

寺院跡	時代				
	飛鳥	白鳳	奈良	平安	鎌倉
崇福寺跡		志賀山寺	崇福寺		
				梵釈寺	
南滋賀廃寺		錦部寺		国興寺	正興寺
穴太廃寺	穴太寺			浄福寺	
園城寺跡		(大友寺)		園城寺(御井寺)	

編集後記

本年度は協会設立20周年。これに伴う展示会や記念誌の発行等色々な事業を実施した。本号も20周年を祝う意味で、職員全員の投稿を呼びかけたところ、ほぼ全員の27名の参加を得、発刊することができた。紀要の充実はみんなの頑張りによるところが大で、次号以降も編集者を悩ませるほどの投稿を期待したい。

平成2年12月

紀 要 第 4 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241